

第59回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時 令和7年1月30日(木) 午後2時から午後3時15分まで

開催の場所 秋田市役所 5階 正庁

委員の定数 18人

出席委員 17人

議 事 議案第1号 秋田都市計画公園の変更(秋田市決定)

- 2・2・1号 保戸野街区公園
- 2・2・2号 金砂神社街区公園
- 2・2・3号 中島街区公園
- 2・2・8号 旭北街区公園
- 2・2・9号 保戸野境第1街区公園
- 2・2・10号 山王田街区公園
- 2・2・11号 西法寺街区公園
- 2・2・19号 檜山宮田運動公園
- 2・2・20号 檜山寺小路街区公園
- 2・2・22号 四十間堀川反街区公園
- 2・2・23号 感恩講街区公園
- 2・2・24号 旭南街区公園
- 2・2・25号 川口新町街区公園
- 2・2・26号 追廻街区公園
- 2・2・27号 加賀谷街区公園
- 2・2・28号 檜山末無町街区公園
- 2・2・29号 愛宕下街区公園
- 2・2・30号 百石橋街区公園
- 2・2・31号 金照寺山ノ下街区公園
- 2・2・34号 柳原新田第2街区公園
- 2・2・39号 柳原新田第5街区公園
- 2・2・40号 牛島第4街区公園
- 2・2・55号 川尻総社前街区公園
- 2・2・64号 八橋戌川原街区公園
- 2・2・65号 下八橋街区公園
- 3・3・13号 油田近隣公園

議案第2号 秋田都市計画地区計画の決定(秋田市決定)
下新城中野工業団地地区計画

- 審 議 日 程
- 1 開 会
 - 2 委員出席状況報告
 - 3 会長あいさつ
 - 4 公開・非公開の審議
 - 5 議事録署名委員の選出
 - 6 議 事
 - 7 その他
 - 8 閉 会

議 事 要 旨

議案第1号 秋田都市計画公園の変更（秋田市決定）

2・2・1号 保戸野街区公園 ほか25公園

- | | |
|-----|--|
| 会 長 | 議案第1号について、幹事から説明をお願いします。 |
| 幹 事 | （説明） |
| 会 長 | ただいまの説明に対し、質問等はあるか。 |
| 委 員 | 保戸野街区公園の変更前の区域について、約0.23ヘクタールという認識でよいか。変更後は約0.12ヘクタールとのことで2分の1程度となるが、図面で見るとほとんど変わりが無いように見える。 |
| 幹 事 | 変更後の面積はCAD（図面作成ソフト）で測定しており、正確な数値となっている。変更前の面積については、昭和30年の当初決定で約0.23ヘクタールとなっているが、同じくCADで測定すると、当時の測定値に誤りがあったと思われる。 |
| 委 員 | 同様に、檜山末無町街区公園と愛宕下街区公園についても、変更前後の面積の数値と形状が整合してないように感じるが、同じ理由と考えてよいか。 |
| 幹 事 | そのとおりである。 |
| 会 長 | 議案書1-10ページは、変更前の区域と変更後の区域が重なって表示された図となっているが、確かに若干狭くなっている程度である。 |
| 委 員 | 数値の間違いだとしたら、補足説明があった方がよいだろう。 |
| 幹 事 | 次回からそのように対応する。 |
| 委 員 | 計画が廃止される公園が多数あるということで、公園の計画区域内に居住している方も多数いるのだが、変更後に、この方々は、例えば屋敷を広げたり、今までできなかったことができるようになるのか。 |
| 幹 事 | 公園の計画区域内ということで、現在は建物の構造や階数が制限されているが、変更後はこれらの制限はなくなるので、地権者にとってはメリットがあると考えている。 |

委員	現在、公園の計画区域は市が管理しているのか。例えば、四十間堀川反街区公園の計画区域内の河川敷は雑木により林のようになってしまっていたので、昨年、県に依頼し伐採してもらった。公園の計画が廃止された後は、草刈り等の管理はどうなるのか。
幹事	公園の計画を廃止しても、土地の所有者は変わらないので、引き続き土地所有者が管理することになる。今お話しがあった箇所は、県の所有となっているので、今後も県管理となる。
委員	計画が廃止されることにより、地権者は建物を建てる計画など、いろんなことを考え、相談すると思うが、対応窓口は都市計画課になるのか。
幹事	公園の計画廃止に関する相談は、都市計画課で対応する。また、廃止後の建築等にあたっては、それぞれ担当部署が対応することになる。
会長	ほかに質問、意見はないか。 ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第1号については、異議なしとしてよろしいか。
委員	(異議なし)
会長	それでは、議案第1号については、案に対して異議がない旨を答申する。

議案第2号 秋田都市計画地区計画の決定（秋田市決定）
下新城野工業団地地区計画

会長	議案第2号について、幹事から説明をお願いします。
幹事	(説明)
会長	ただいまの説明に対し、質問等はあるか。
会長	令和6年9月13日に秋田県と協議しているとのことだが、説明のあった内容について、秋田県からも問題ないと回答を得ているということではよいか。

幹事	そのとおりである。
委員	建築物等の形態または意匠の制限の落ち着いた色合いとは、誰がどのように判断するのか。
幹事	秋田市景観計画の大規模行為に関する景観形成基準を参考として、マンセル値の彩度が5以下となっているか確認することとなる。
委員	秋田県のホームページで確認した「秋田県の豊富な再エネポテンシャルを活かした再エネ工業団地での電力供給事業マスタープラン」では工業団地の面積が25ヘクタールと書かれており、地区計画の面積である47.7ヘクタールとかい離があるがなぜか。
幹事	地区計画の面積としては47.7ヘクタールだが、25ヘクタールとは正味の宅地の部分を示す面積である。なお、残りの部分は、道路、森林等の面積に振り分けられる。
委員	正味の部分は工場等の建築物を建てるところで、それ以外のところは太陽光パネルを設置するというイメージでよいか。
幹事	正味の部分が建築物、駐車場、太陽光パネルの設置に使われる。それ以外は、道路、緑地等の公共施設となる。
委員	この地域で工場を操業するにあたり、騒音や照明が近隣にどのような影響を与えるか資料には書かれていないが、基準に適合しているのか。
幹事	どのような企業が来るかはまだ決まっていないため、企業が工場を整備する際に各種環境に関する法令の基準を遵守することとなる。
委員	開発行為が決まった時点で協議をするということか。
幹事	地区計画の都市計画決定に関する説明会の前に、秋田県が地元に対して説明会を行っており、住民の方からどういった企業が来るのか、環境に影響が及ぶのではないかといった意見が出ていた。秋田県としては、誘致の際、企業に対して、振動、騒音に関する基準に合致するよう指導していくと伺っている。
委員	建築物の高さの制限について、緑地を緩衝帯とし、周辺に配慮した内容となっているが、松食い虫の影響により松林が減っている中、緑地を企業が適切に管理することになるのか。

幹 事	緑地は分譲の対象ではない。現在、秋田県が所有しているが、分譲後も秋田県で管理することになると考える。
会 長	ほかに質問、意見はないか。 ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第2号については、異議なしとしてよろしいか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、議案第2号については、案に対して異議がない旨を答申する。

これは、令和7年1月30日に開催された第59回秋田市都市計画審議会の議事要旨である。